

復興増税廃止による法人税減税の効果

発表日：2013年9月30日（月）

～配当金増は家計消費を増やす～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生（Tel：03-5221-5223）

経済対策の一環として、2014年度の復興特別法人税を廃止すると、企業の法人税負担は約9,000億円軽減される。その効果は、企業の税引き後利益を増やすことによって、配当金増を通じた消費拡大（700億円）を促すほか、企業の設備投資を増やす（4,200億円）ことが期待される。成長率へのインパクトは、2014年度の実質設備投資には0.6%ポイントの押し上げ、実質GDPには0.1%ポイントの押し上げ寄与度となる見込みである。

復興特別法人税による減税延期の経緯

法人税率の引下げを巡る前哨戦として、2014年度の復興特別法人税を前倒して廃止しよう議論が進んでいる。復興特別法人税は、2012～2014年度にかけて実施される方針であった。10月1日発表の経済対策では、最後の2014年度分を中止することになりそうだ。

過去の経緯を述べると法人税率は、震災前の30%を2012年初から25.5%へと▲4.5%へ引き下げられる*はずであった。それが震災発生によって巨額の資金が必要になり、急遽、臨時増税という名目で法人税増税となる。法人税率は、25.5%に対して10%の定率増税分を乗じて28.05%（＝25.5%+2.55%）にすることになった。

※中小法人の軽減税率は18%から15%。

2011年度税制改正の議論の途上では、2011年2月までの議論で30%を25.5%へと下げるようになっていた。

結果的に、法人税減税の方針は部分的にしか実現されず、2012～2014年度は▲1.95%の法人税率の引き下げになり、2015年度になって▲2.55%下がり、税率が25.5%になるというステップを踏むことになった。

これを地方税などを加味した実効税率でみると、2011年までの40.69%が、一旦、35.64%まで下がった後、

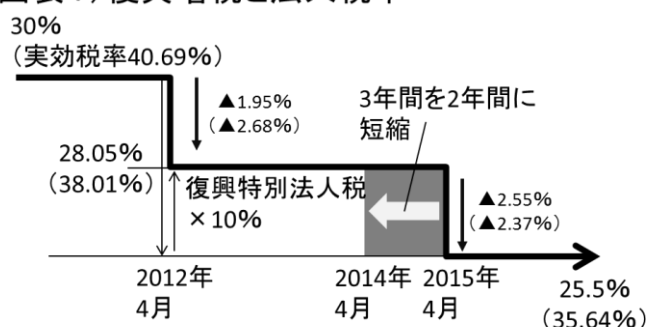
復興特別法人税の上乗せで38.01%になったかたちである（2012年▲2.68%、2015年▲2.37%、図表1）。

そこに安倍首相が登場して、成長戦略の方針として、2014～2016年度までの3年間でマクロの設備投資を70兆円へと増加させることを宣言した。2014年度は、設備投資促進の集中期間内であるにもかかわらず、復興特別法人税の課税が適用されている。2014年度の復興特別法人税は、もともと安倍首相の設備投資促進の方針とは食い違っており、今回はそれと整合性を取る見直しになったと考えられる。

もともとの議論は、国際的に高すぎると言われた日本の法人税率を引き下げることであった。国際的に法人税率が高いことは、産業空洞化が進む遠因であり、海外から直接投資を呼び込もうとするときの足かせになる。臨時増税の問題は、震災後の成長制約になっていたかたちである。

一方、復興予算については、当時の民主党政権が震災直後に「2011～2015年度まで19兆円」という巨大な予算枠を設定して、“最初に金額ありき”の姿勢で復興対策に臨んだことに問題がある。その後、復興予算の使途については様々な疑義が浮上してきたのに、一度決まった臨時増税の方はそのまま温存されてきた。

（図表1）復興増税と法人税率



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

今回、復興特別法人税の 2014 年度分を前倒して廃止しようという方針は、過去の経緯を踏まえると、一度決めた増税計画を柔軟に見直すという観点から言って合理的である。今後、復興予算の使途についても洗い出して、計画を見直して歳出カットした場合には、復興特別所得税を縮減することが望ましい。逆に、追加的に必要な場面になれば、一般会計から自然増収分を繰り入れればよい。筆者は、最初に金額ありきで進められる復興計画・復興増税に関しては大いに疑問を抱く。

誤解の多い法人税減税

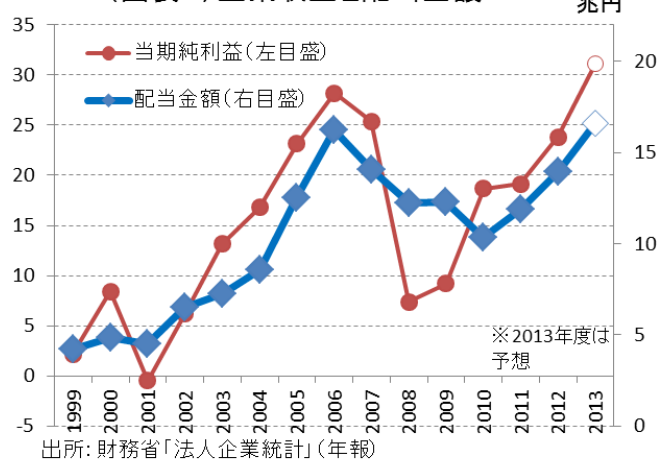
消費増税に合わせて法人税減税を行うことに対して、世の中には心理的抵抗感が少なくない。主な批判は、「企業優遇」の論点である。しかし、前述のように、一度決めた復興増税に風穴を開けたことの意義は大きい。今後の成り行き次第では、所得税率を 2.1%分上乘せする復興特別所得税の在り方も変わるだろう。何より、「最初に金額ありき」を当たり前にしてきた経済対策の進め方を見直す契機になる。

また、法人税減税が、家計に対して全く恩恵をもたらさないかというところではない。法人税減税は、税引き後の当期利益を増やし、配当金額を増やす。家計の保有する株式、あるいは株式投信を経由した持分は推定で 23.0%

(2013 年 3 月末)になる。家計の配当収入が増えるという恩恵は存在する。さらに言えば、配当金増加や先行きの法人税率の引き下げが期待されることは株価上昇を促す。

過去の配当金額は、税引後の当期純利益に連動しており、法人税減税によって収益を増やす効果は、間接的に家計への配当還元額を増やすと期待される(図表 2)。そこから個人消費へ回る金額を試算すると、約 700 億円のプラス効果になる。

兆円 (図表2) 企業収益と配当金額



設備投資の押し上げ効果

もうひとつ、「法人税減税をしても、企業の内部留保に積み上がるだけ」という批判がある。おそらく、「内部留保」のイメージは、企業の内部に留め置かれるというものだろう。しかし、貸借対照表の上での内部留保は現預金だけではなく、機械設備のように収益を生み出す実物資産として資本蓄積される場合もある。企業の金あまりが巨大化することは、収益を生みにくいかたちで資本蓄積が行われている点で問題視される。だから、企業はもっと設備投資を行って収益資産を保有すべきだとか、人材投資に回して生産性上昇を目指すべきだという議論になる。筆者は、そうした観点から企業の金あまりを問題視する。反面、法人税減税で生じた企業のキャッシュ・フローがすべて現預金として積み上がるから、減税は止めるべきだという見解には賛成しない。

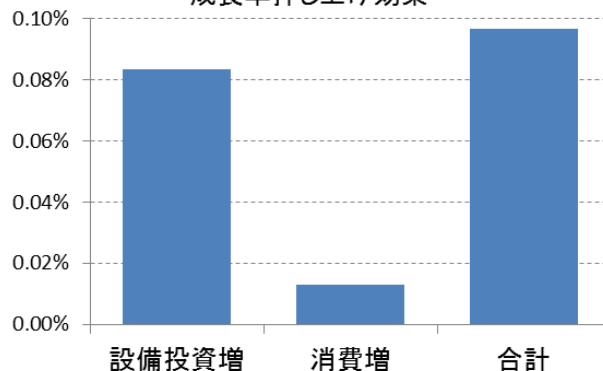
調べてみると、企業の追加的なキャッシュ・フローのすべてが現預金化する訳ではないことがわかる。リーマンショック後の構造変化を織り込んだかたちで、企業の追加的なキャッシュ・フローがどのくらい設備投資に回っていくかを計算すると、限界性向は 2/3 (66.8%) となっている。ここ数年は、企業の設備投資は、内部資金の範囲内で賄われる傾向が強く、内部資金が増えればそれに応じて設備投資が増えるような関係になっている。

2013 年度の復興特別法人税は、予算ベースで 9,145 億円となっている。これと同規模の法人税効果が 2014 年度にも見込まれるとすると、当期純利益は約 9,000 億円ほど増えることになる。そこから企業に残る金額と、配当として企業・金融機関に回る金額を計算すると、約 6,000 億円が企業のキャッシュ・フローを追加的に増加させる。その 2/3 が設備投資を後押しすると考えると、実質設備投資の対実質 GDP 比の増加率は+0.6%ポイント

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

になると試算される。配当が個人消費を押し上げる効果などを合算すると、投資増+消費増の効果でマクロの経済成長率は+0.1%ポイントほど押し上げられると期待される（図表3）。

(図表3) 復興増税を前倒して廃止したときの成長率押し上げ効果



経済対策の考え方

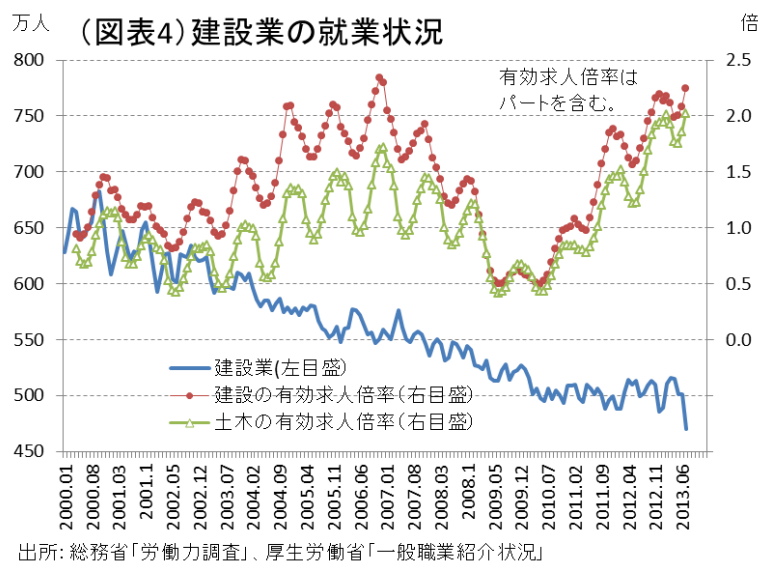
現在は法人税減税にだけ注目が集まり、「消費増税と法人税減税はおかしい」というストーリーが組み立てられようとしている。筆者は、視野を広げて、経済対策の在り方がこれでよいのかという発想で吟味すべきだと考える。

焦点にしたいのは、安倍政権が二本目の矢として、10兆円もの公共事業を実施したことの是非である。目もくらむような金額を投じたのに、その効果がどれだけあったか（ありそうか）は検証されるべきだろう。今のところ、巨大な公共事業を請け負っているはずの建設業者の就業者数は、増加しているどころか、減少している（図表4）。建設・土木の労働需給がこれだけ逼迫しているのに、就業者が増えていないのは驚きである。常々、建設労働者の不足感が言われてきたが、それが必ずしも雇用・賃金に結び付いていないのは、①民需の減少分を官公需の増加ではまかないきれないこと、②公共事業の採算性の悪化で、人件費を増やして人材獲得をすることが困難なこと、③建設業者が必要とする人材がそもそも市場にはおらず、供給制約が起きていること、などの事情がある。

こうした制約を顧みることなく、従来の公共事業型景気対策を積み増すよりも、法人税減税を通じて設備投資など民間需要を増やす方が、経済対策として好ましい。より雇用創出効果が見込める。消費増税の痛みを緩和す

るために公共事業をさらに積み増すよりは、法人税減税を起点にして、雇用・所得、設備投資を増やそうとする対応の方が、消費税対策として有効だと考えられる。

今回、法人税減税に併せて、雇用促進税制・設備投資減税を同時に行おうとする今回の経済対策は、民需刺激の範囲が意外に幅広いと考えられる。減税政策の中身を確認しながら、それらの効果を予想すると、次のような対応関係になる。



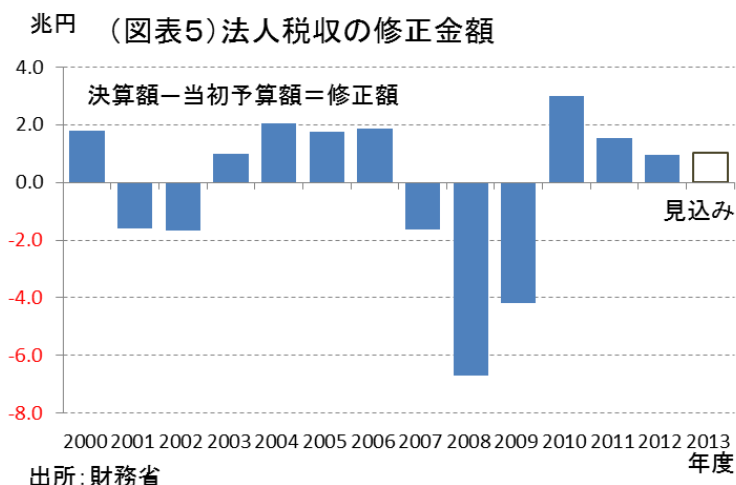
本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

- (1) 法人税減税 →設備投資拡大 =企業部門への好影響+雇用創出効果
→配当金の増加 =個人所得の拡大+株価上昇促進
- (2) 投資促進税制 =企業部門への好影響+雇用創出効果
- (3) 雇用促進税制 =賃金押し上げ(個人所得の拡大)
- (4) 低所得層への給付金 =個人所得の拡大

こうした構図を念頭におくと、アベノミクスの二本目の矢を安易に延長することには慎重になり、むしろ、法人税減税を中心として経済対策を推進することが望ましいと考えるようになるはずだ。経済対策は、経済全体に偏りなく影響力を広げることが好ましい。

また、今回の法人税減税の税源については、2012年度の決算での自然増収分と、前年度の決算剰余金を用いるという説明されている。ここ数年は、法人税は決算時点では当初予算よりも上振れることが多くなっている(図表5)。

この決算の自然増収は、6割が法人税の上振れ(9,503億円)によるものだ。2014年度の復興特別法人税(9,145億円)を中止するという事は、この法人税の上振れ分を使って、計画していた2014年度の法人税増税を穴埋めしたことに等しい。企業優遇というよりも、法人税収の上振れ分を還元したかたちである。



注: 所得税に関しては、2012年度決算で税収が当初予算に比べて5,015億円ほど上振れした。それに対して、2013年の復興特別所得税は3,095億円を見込んでいます。